

<b>① 件名</b>			
集会所建設費補助金の見直しについて			
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>			
【背景】 本市においては、住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図るため、町内会等が行う地域住民のための集会所建設事業に対し補助金を交付しているが、本年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、補助金額の見直しが必要となっている。			
【目的】 町内会等の集会所の建設等にかかる消費税増税による建設費等の負担軽減を図るもの。			
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>			
【根拠法令】 石巻市集会所建設費等補助金交付要綱（平成26年7月1日告示第197号） 石巻市東日本大震災被災集会所建設費等補助金交付要綱（平成26年7月1日告示第198号）			
【総合計画・震災復興基本計画との整合性 計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無】 総合計画実施計画 第1章 ともに創る協働のまち 第1節 住民の自治力を強化する 2 公益的な市民活動を支援する 震災復興基本計画実施計画 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり (1) 地域コミュニティの再生支援			
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>			
平成30年11月 財政課協議			
<b>⑤ 主な内容</b>			
1 補助上限建築単価の改正（現行 157 千円/㎡→改正 160 千円/㎡） 2 補助金の上限額の改正（※補助率の改正なし）			
(1) 石巻市集会所建設費等補助金			
区分	補助率	改正	現行
新築事業並びに増築及び改築事業	3分の2	17,600千円	17,200千円
新築事業並びに増築及び改築事業 (市有地を借用する場合)	2分の1	13,200千円	12,900千円
改装及び修繕事業	3分の2	1,520千円	1,500千円
附帯施設の修繕及び整備事業 (浄化槽設置事業を含む。)	3分の2	1,520千円	1,500千円
建物取得事業	3分の2	17,600千円	17,200千円
土地取得事業	2分の1	改正なし	5,000千円
公共下水道等への接続事業	2分の1	1,010千円	1,000千円
<分館の廃止に伴って集会所を建設する場合>			
区分	補助率	改正	現行
現有面積に相当する延べ床面積	10分の10	改正なし	分館の構造、設備等を勘案した建築費用の全部
現有面積を超える部分	2分の1	13,200千円	12,900千円

(2) 石巻市東日本大震災被災集会所建設費等補助金

区 分	補助率	改 正	現 行
新築事業並びに増築及び改築事業	10 分の 10	26,400 千円	25,900 千円
改装及び修繕事業（公共下水道等への接続事業及び浄化槽設置事業を含む。）	10 分の 10	2,030 千円	2,000 千円
附帯施設の修繕及び整備事業	10 分の 10	1,010 千円	1,000 千円
建物取得事業	3 分の 2	17,600 千円	17,200 千円
土地取得事業	2 分の 1	改正なし	5,000 千円
初期備品の購入経費	10 分の 10	改正なし	500 千円

<分館の廃止に伴って集会所を建設する場合>

区 分	補助率	改 正	現 行
現有面積に相当する延べ床面積	10 分の 10	改正なし	分館の構造、設備等を勘案した建築費用の全部
現有面積を超える部分	2 分の 1	13,200 千円	12,900 千円

3 経過措置

補助金の交付決定に当たって、消費税率 8%が適用される場合は、改正前の規定を適用する。

- ・平成 31 年 9 月末日までに引き渡しが行われる工事等は、契約の時期にかかわらず現行の 8%が適用される。
- ・平成 31 年 4 月 1 日以降に契約し、平成 31 年 10 月 1 日以降に引き渡しを受ける工事等は 10%が適用される。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

町内会等の集会所の建設等に係る消費税増税による建設費等の負担軽減が図られる。

【市財政への負担】

平成 31 年度当初予算措置額

石巻市集会所建設費等補助金（新築 2 件、修繕 1 件）30,215 千円（546 千円増）

石巻市東日本大震災被災集会所建設費等補助金（土地 1 件、備品 1 件）2,460 千円（増減なし）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成 31 年 3 月 石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）  
石巻市東日本大震災被災集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正  
（平成 31 年 4 月 1 日施行）

⑨ その他